

第28回半田市農業委員会総会議事録

令和7年9月22日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第82号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第83号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第84号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
諮問第11号 農業振興地域の整備に関する法理の規定による
農用地利用計画の変更について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊原正彦	書記	服部由紀
書記	安本源		

事務局

ただ今から第28回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

やっと暑さも落ち着いてきて、いよいよ稲刈りが本格的に始まってまいります。米農家にとっては大変忙しい時期です。そんな中、本日は農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、6番の榊原久美委員と7番の堀寄純一委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第82号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件出ております。はじめに番号703-19についてですが、これは705-19と関連していますので一括して審議をいたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。本件は土地の所有者がブドウを育てるため取り組んでいる、その棚の上に太陽光を置く営農型太陽光を行いたいとするもので、703-19でパネルを設置する上空部分、パネルの広さについて区分地上権を、705-19では支柱及び電柱部分について一時転用で賃借権を設定したいとするものです。場所については担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊1頁をご覧ください。知多半島総合医療センターの南側で以前ウメ畑になる予定でしたがウメの木は見られず、すでに太陽光の支柱が設置されている状況でした。その下にはパレットが並べられ、上に大きいポットが置かれており、ブドウの苗が植わっているような状況でした。審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局

補足の説明をいたします。写真からもわかるとおり、現在一見すると農地において突如太陽光発電設備設置工事が始まり、許可なく転用がされているように見え、一部の農業委員からもご心配の通報をいただいた

状況です。この土地は所有者が農地取得の際、ウメ栽培をすると新規就農された件で、その際も委員の皆様には心配の声を頂戴し、記憶に残っていらっしゃるかと思います。その後、結局ウメは目途が立たず、代わりにブドウを育てたいと書士から事務局に相談がありました。その際、変更の経緯や、技術習得の方法などは事務局にご説明いただいております。実際にブドウ苗の準備を進め、植える段になり、今度は太陽光事業者から営農型太陽光を上に乗せたいとの相談がありました。大変心配な状況ではありますが、他の営農型太陽光の申請と比較し、本件だけを特別厳しくすることはできないため説明を伺いました。内容としては県外ですでに実績のある手法で、ブドウを育成するための棚の上にパネルを置くというものです。手順としては、ブドウを植え、育ち、棚が必要となったときに農家が棚を設置。太陽光事業者が棚の支柱とその上を活用し、パネルを置くもので、一時転用は電柱の面積のみとの説明でした。事務局としては、まずはブドウの生育を見守ることとしておりました。実際に一旦ブドウが植えられ、育ってきたことは確認しております。いよいよ棚を設置するという段で、ブドウが弱ってしまったので一旦はすべて抜いて別のところに避難をさせていると連絡がありました。ブドウがないのであれば棚を設置する理由はないはずですが、棚は予定どおり設置され、事後になって事務局が把握することとなりました。この状況ではただの違反転用と変わりがないため、県に報告と相談をいたしました。県は経緯について一定の理解を示し、現状に即した形でし、支柱含めた普通の営農型太陽光の手続きを遡及して進めるよう指示があたため今回の申請となりました。作物が後になる営農型太陽光はよくあることですので、この点は問題はありません。苗の弱りが土の問題もあるとのことで、次はポットで栽培する方向で進めているとのことです。

議長

番号 703-19 及び 705-19 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

当初の計画からの変更点について、どの段階までは総会にかけずに行けるものなのか確認したいです。

事務局

作目の変更について手続きの必要はありません。工事を伴う改良の際は農地改良の届出や一時転用の手続きが必要です。農家が自分の作物のために棚や簡単なハウスを作る行為は手続き不要な場合が多いです。その後、これらを活かしてパネルを載せるということだと、この点において総会審議が必要な手続きが出てくるということになります。

委員

棚の高さや、影の状況は大丈夫なのでしょうか。

事務局

県の普及課の果樹担当にも妥当性の確認をいただいております。設計のパネルについては通常のものよりも細長いタイプのをブドウの枝を拡げる高さから、さらにかなり高さをとって設置する予定です。

会長

他にご質問等はありませんか。

(質問・意見なし)

番号 703-19 及び 705-19 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-19 及び 705-19 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-20 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は、申請地において実質 20 年以上に渡り、季節野菜を作る者の息子で、安城市にお住いの方です。耕作者である父親は申請地から 5 分程度のところに住んでおり、年間を通して畑仕事を行い、息子自身も 10 年ほど一緒に行っているとのこと、この度息子である譲受人が所有権を取得し、この先も親子で耕作していきたいとするものです。場所については担当委員よりよろしくお願ひいたします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。申請地は県営長根住宅の西側の道を上がっていたところを左に入ったところ。現在もきれいに畑として耕作されており、農業の道具が多少置かれています。ちょうど本人にお会いでき、ずっとやってるしこれからも続けていきますと話されていました。問題ないかと思ひます。

議長

番号 703-20 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしやいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-20 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-20 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-21 については、報告事項 718-6 と関連しています。併せて担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。はじめに報告事項 718-6 をご覧ください。昨年 10 月総会にて説明し、3 条申請のあった件です。今回、その時の借受法人の経営上の問題で、別に農業用の会社を立ち上げ、そちら名義で借り直す手続きを行いたいとするものです。実際には同じ者が引き続き耕作をします。一旦前回の 3 条の申請内容を合意解約し、改めて 3 条の申請を行います。場所については別冊 3 頁をご覧ください。申請地は葭池の北西にあるハウスです。現在もきれいにサンチュをつくってます。問題ないかと思ひます。

議長

番号 703-21 及び報告事項 718-6 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしやいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-21 を承認・可決いたします。

続きまして、第 83 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、1 件出ております。

番号 704-5 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。本件は始末書付で除外の申し出があり、3月総会において農業委員会に諮問があった件です。今回ようやく4条の申請が出されたということでございます。審議のほどよろしくお願いたします。場所については別冊4頁をご覧ください。結生クリニックの前の道を宮池小学校方面へ抜ける道の左手にあります自動車工場の裏手になります。この件で、ご本人とお会いしてお話をしました。特段問題ないかと思えます。

議長

番号704-5につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

この方ですがご近所で昨日お亡くなりになった方と同姓同名です。まだ情報がないかもしれませんが確認が必要かもしれません。

委員

担当委員としましては、先週ご自宅でご本人とお話したことは確かです。

事務局

現時点で申請代理人の書士からはそのような連絡はなく、また総会前にそういった内容についての確認を行っていないため、議事としてはこのまま一旦総会終了後、状況を確認し、また許可権者である県にも相談し進め方を確認してまいります。

議長

ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号704-5につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号704-5を承認・可決いたします。

続きまして、第84号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件出ており、先ほど併せて審議したものを除いて残り1件でございます。

番号705-20について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。本件は3月総会において除外の諮問があり審議した件です。譲受人は市内で石油輸送等を行う法人で、輸送の効率化から現在のタンクのある場所から当該地に移設したいとするものです。内容確認しましたが、防油堤や油水分離層の設置などして配水には注意するものです。場所については、別冊5頁をご覧ください。ツカサ工業から南へ向かい半田重工業の北側の場所です。特段問題はないかと思えます。よろしくお願いたします。

議長

番号705-20につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-20 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-20 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 11 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、2 件出ております。

番号 1 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は申請地の北側で総合病院を営む法人です。不足している職員駐車場を新たに設置したとするものです。特段問題ないものと考えております。場所については、別冊 1 頁をご覧ください。病院の南側の坂を上がりきったところからの 2 筆です。さらに南側に水路があります。特段問題ないかと思えます。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は申請地にドックランを設置したいとする者です。大型犬種を育てており自己利用を中心に、同じ犬種を飼っている仲間と利用される予定です。駐車場が少ないようですが、ドックラン内に車を入れられるようにし、路上駐車のように配慮しますとのことでした。特段問題ないものと考えております。場所については、別冊 6 頁をご覧ください。東午ヶ池の南側の印のところ です。特段問題ないかと思えます。

事務局

補足の説明をいたします。有料のドックランの事業を行うものではない旨確認しております。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 6 件、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 13 件、報告第 3 号「農地法第

18条第6項の規定による通知」が1件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第1号から第3号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

事務局

事務局よりよろしいでしょうか。

先月末、全国農業会議所、及び愛知県農業会議より文書にて、農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応についての依頼がありました。内容といたしましては、今年度、国内のいずれかの地域で推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しており、同種の事案が発生しないよう、農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取組の徹底を図りたいとの内容でした。当農業委員会では、昨年11月に綱紀保持の注意喚起を総会にて行っているところですが、

今回の依頼を受け、半田市農業委員会事務局としまして、研修等実施教材として紹介のありましたリーフレット、「信頼される農業委員会であるために」を購入、本日委員の皆様にご配布させていただきました。大変わかりやすくまとめられていますので、ご精読いただき、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識賜りますようお願いいたします。なお、万一、これらの事項が発生した場合は、愛知県農業会議を通じて、全国農業会議所へ報告することとなっているため、速やかに事務局へのご報告をお願いいたします。

また本総会で、綱紀保持の注意喚起を行った旨、議事録に記載することとされていますのでご承知おきください。

議長

これで第28回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時00分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印